

公益社団法人札幌市シルバー人材センター  
会 費 規 約

(目 的)

第1条 この規約は、公益社団法人札幌市シルバー人材センター(以下「センター」という。)定款第7条にもとづき会員の会費に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(会 費 の 額)

第2条 会員が一事業年度に納入すべき会費の額は次の各号に定める額とする。

(1) 会員の会費は、別表1に定める額とする。

(2) 年度途中に入会した正会員の会費は、入会月により別表2に定める額とする。

2 前項の会費について、理事会は、免除すべき相当の事由があると認めるときは、全部または一部の免除を議決することができる。

(会 費 の 納 入)

第3条 会費の納入は、毎年度センターからの納入通知にもとづき又はセンターに直接持参し納入するものとする。ただし、正会員にあっては当該会員の申し出により配分金支払時にセンターが控除することができる。

2 前項の規定にかかわらず、年度途中において正会員となったものは、入会時に納入するものとする。

(会 費 の 使 途)

第4条 会費は、一事業年度における合計額の50%を当該年度の公益目的事業、法人会計事業にそれぞれ使用する。

(そ の 他)

第5条 この規約に定めるもののほか、会費に関し必要な事項は総会で定める。

附 則

この規約は、公益社団法人札幌市シルバー人材センター設立の登記の日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年6月19日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、令和8年6月12日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

別 表 1

種 別		会 費 額	
正 会 員		年 額	1, 6 0 0 円
特 別 会 員		年 額	1, 0 0 0 円
賛助会員	個人	1口年額	2, 5 0 0 円
	法人	1口年額	1 0, 0 0 0 円

別 表 2

入 会 月	会 費 額
4月から 6月まで	1, 6 0 0 円
7月から 9月まで	1, 2 0 0 円
10月から 12月まで	8 0 0 円
1月から 3月まで	4 0 0 円